

短期入所生活介護（ショートステイ）サービス契約書

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）サービス契約書

目 次

第一章 総 則

- 第1条（契約の目的）
- 第2条（契約期間）
- 第3条（契約者の短期入所生活介護サービス利用）
- 第4条（短期入所生活介護計画の作成・変更）
- 第5条（介護保険給付対象サービス）
- 第6条（介護保険給付対象外サービス）
- 第7条（短期入所生活介護サービスの提供記録）
- 第8条（運営規程の遵守）

第二章 サービスの利用と料金の支払

- 第9条（サービス利用料金の支払）
- 第10条（保険給付請求のための証明書の交付）
- 第11条（利用の中止・変更・追加）
- 第12条（利用料金の変更）

第三章 事業者・施設の義務等

- 第13条（事業者及び施設従事者の義務）
- 第14条（守秘義務等）

第四章 契約者・契約者の義務

- 第15条（契約者の施設利用上の義務）
- 第16条（契約者の禁止行為）

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

- 第17条（損害賠償責任）

第六章 契約の終了

- 第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
- 第19条（契約者からの契約解除）
- 第20条（精 算）

第七章 その他

- 第21条（苦情処理）
- 第22条（協議事項）

短期入所生活介護（ショートステイ）サービス契約書

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）サービス契約書

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人同和園（以下「事業者」という。）が特別養護老人ホーム同和園に併設する短期入所事業（以下「施設」という。）において事業者から提供される短期入所生活介護サービス（以下、介護予防短期入所生活介護サービスを含む）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがって、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、契約者の心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、短期入所生活介護サービスを提供します。

2 事業者が、契約者に対して実施する短期入所生活介護サービスのケア目標、内容は、別紙の「短期入所生活介護計画」に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期限である、_____年___月___日までとします。ただし、契約期間満了日以前に契約者が要介護認定の区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 契約満了日の7日以上前までに契約者から書面による契約終了の申出がない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。

（契約者の短期入所生活介護サービス利用）

第3条 施設が提供する短期入所生活介護サービスのうち、契約者が利用するサービスの具体的な内容は、短期入所生活介護サービス利用申込のつど、「重要事項説明書」または「短期入所生活介護計画」による合意により決めるものとします。

2 契約者が施設の提供する短期入所生活介護サービスを受けようとする場合には、契約者は、利用を希望する期間の初日の3ヶ月前から、施設に対して利用する期間を明示して申込みものとします。しかし、居室が確保できない場合は、利用をお断りすることがあります。

3 施設は、前項後段において契約者の利用を断る場合にあつては、契約者の

利用する居宅介護支援事業者への連絡、その他適当な短期入所生活介護事業者の紹介等必要な措置を講じます。

- 4 施設は、契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

(短期入所生活介護計画の作成・変更)

第4条 施設は、契約者が相当期間以上継続して利用する場合には、主治の医師の診断書等により、契約者の心身状況や希望およびその置かれている環境を踏まえて、速やかに、短期入所生活介護計画を作成します。

- 2 短期入所生活介護計画には、短期入所生活介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。また、居宅サービス計画・介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容にそって作成します。

- 3 施設は、短期入所生活介護計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、契約者の希望にも配慮し、必要に応じて当該短期入所生活介護計画の変更を行います。又、居宅サービス計画に変更があった場合も同様です。

- 4 契約者又はその家族は施設に対し、いつでも短期入所生活介護計画の内容を変更するよう申出ることができます。この場合、施設は、明らかに変更の必要がないときまたは変更が第1条の趣旨に反する場合を除き、契約者の希望に添うように計画を変更します。

- 5 施設は、短期入所生活介護計画を作成または変更するときには、契約者および契約者の家族等に対しその内容を説明し、契約者の同意を得るものとします。

- 6 施設は、契約者が居宅サービス計画・介護予防サービス計画の変更を希望するときは、速やかに居宅介護支援事業者等に連絡するなど必要な援助を行います。

(介護保険給付対象サービス)

第5条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外サービス)

第6条 事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。

- 2 前項の他、事業者は、別途定めをした場合のサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。

- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

- 4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者に対してわかりやすく説明するものとします。

(短期入所生活介護サービスの提供記録)

第7条 施設は、契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する毎に、当該サービスの提供日および介護保険から支払われる報酬等の必要事項を記録し、短期入所生活介護サービス提供の完結日から5年間保存します。

2 契約者または契約者の家族等は、施設に対し、いつでも前項に規定する記録の閲覧および複写物を求めることができます。ただし、複写に際しては、施設は実費相当額を請求できるものとします。

(運営規程の遵守)

第8条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づく短期入所生活介護サービスを提供するとともに、建物及び附帯設備の維持管理を行うものとします。

2 本契約における運営規程については、この契約に付随するものとして、事業者、契約者並びに契約者ともに遵守するものとします。事業者がこれを変更する場合は、契約者又は契約者に対して事前に説明することとします。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 料 金

(サービス利用料金の支払)

第9条 契約者は、要介護度に応じて第5条に定めるサービスを受け、「重要事項説明書」に定めるとおりの利用料金から法定代理受領サービスに該当する介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者を支払うものとします。但し、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合等、法定代理受領サービスに該当しない場合には、サービス利用料金の全額を支払うものとします。

2 契約者は、第6条に定めるサービスについては、「重要事項説明書」に定めるとおりの利用料金を事業者を支払うものとします。

3 事業者は契約者に対し、契約者の利用の都度、その退所日に請求書を発行します。請求書には、契約者が利用した各種サービスにつき、内訳および介護保険適用の有無、法定代理受領の有無等を明示します。

4 事業者は、サービス利用料金の支払を受けたときは、領収書を発行します。

(保険給付請求のための証明書の交付)

第10条 事業者は法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービスを提供した場合において、契約者から利用料の支払を受けたときは、契約者に対して、サービス提供証明書を交付します。

2 サービス提供証明書には、提供した短期入所生活介護サービスの種類・内容・利用単位・費用等を記載します。

(利用の中止・変更・追加)

第11条 契約者は、利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始の前日までに事業者申し出るものとします。

2 契約者は、利用期間中であっても、サービスを中止することができます。この場合、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金及び第15条第3項の規定等に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。

3 前項によりサービスの利用を中止する場合、施設は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

(利用料金の変更)

第12条 第9条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

2 第9条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して事前に説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者・施設の義務等

(事業者及び施設従事者の義務)

第13条 事業者及び施設従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。

2 施設は、契約者の体調・健康状態等の必要な事項について、施設の医師・看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携及び契約者又はその家族から聴取・確認したうえでサービスを実施するものとします。

3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

4 施設及び施設従事者は、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないこととします。但し、契約者又は他の契約者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合は、あらかじめ契約者又は家族等の同意を得るものとし、緊急の場合には、その状況を記録し、速やかに契約者又は家族等に説明するものとします。

5 施設は、契約者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者又は家族等の求めに応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

- 6 施設は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。また、京都市その他市町村へも速やかに報告します。

(守秘義務等)

- 第14条 事業者および施設の従業員は、正当な理由がない限り、短期入所生活介護サービスの提供にあたって知り得た契約者またはその家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、施設の従業員が退職後、在職中業務上知り得た契約者またはその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。
 - 3 契約者は、施設がサービス担当者会議において、契約者の個人情報を用いることに同意します。また施設は、契約者に緊急の医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 4 施設は、契約者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いませぬ。

第四章 契約者・契約者の義務

(契約者の施設利用上の義務)

- 第15条 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要がある場合には、施設従事者が契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
 - 3 契約者が、施設、設備等について、著しい滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用で原状に復するか、又は相当の代価を契約者が支払うものとします。

(契約者の禁止行為)

- 第16条 契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されませぬ。
- 一 きめられた場所以外での喫煙
 - 二 施設従事者又は他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
 - 三 その他、きめられた以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第17条 事業者は、本契約に基づく短期入所生活介護サービスの提供にあたって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任をおいます。第14条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第六章 契約の終了

（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

第18条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定、要支援認定更新において、契約者が自立と認定された場合
- 三 第19条にもとづき契約者が契約解除を申し出た場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

（契約者からの契約解除）

第19条 契約者は、この契約の有効期間中、いつでもこの契約を解除することができます。この場合には契約者は、契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ文書で通知するものとします。

2 契約者は、第8条第3項及び第12条第3項により、本契約を解約することができます。

（精算）

第20条 事業者が、短期入所生活介護に関して、契約者から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解約等により精算の必要が生じた場合は、事業者はサービスの未給付分等の金額を速やかに返還します。

2 第19条によりこの契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務および第15条第3項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日までに精算します。

第七章 その他

（苦情処理）

第21条 契約者またはその家族等は、提供された介護サービスに苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」記載の苦情を受け付ける窓口へ苦情を申し立てることができます。

2 契約者は、介護保険法令にしたがい、市町村、国民健康保険団体連合会（075-354-9050）等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

（協議事項）

第22条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、第1条記載の目的のため、当事者が誠意をもって協議して定めるものとします。

以上の契約を証するため契約書を2通作成し、契約者および事業者は署名または記名、押印のうえ、各自1通ずつ所持するものとします。

_____年__月__日

契約者（利用者）	住 所	
	氏 名	印

署名代理人	住 所	
	氏 名	印
	本人との関係	

身元引受人	住 所	
	氏 名	印
	本人との関係	

法定代理人	住 所	
	氏 名	印
	本人との関係	

事業者	住 所	京都市伏見区醍醐上ノ山町十一番地
	名 称	社会福祉法人 同和園
	代表者名	理事長 亀谷 英央 印